

ひたちなか市の消費生活

～令和7年度のあゆみ～



ひとが咲くまち。ひたちなか

ひたちなか市消費生活センター

目 次

I	ひたちなか市の概要	1
1	位置・地勢	2
2	人口・世帯	2
	(1) 人口・世帯	2
	(2) 人口・世帯の推移	2
II	事務機構	3
1	組織機構	4
2	事務分掌	4
3	消費者行政の沿革	5
III	事業の概要	8
1	相談事業の概要	9
	(1) 相談状況の推移	9
	①相談受付件数と継続対応回数の推移	9
	②相談方法の推移	9
	③相談者年代別の推移	10
	④契約当事者年代別の推移	10
	⑤販売方法別相談件数の推移	11
	⑥内容別分類件数の推移	11
	⑦商品・役務等別分類件数の推移（大分類）	12
	⑧多重債務相談件数の推移	12
	(2) 令和7年度の相談状況	13
	①年代別受理状況（相談者）	13
	②年代別受理状況（契約当事者）	13
	③主な商品・役務別相談（全体）	13
	④主な商品・役務別相談（当事者年代別）	14
	⑤相談の処理結果	14
	⑥救済金額	14
2	家庭用品品質表示法等に係る立入検査結果の概要	15
	(1) 家庭用品品質表示法	15
	(2) 消費生活用製品安全法	15
	(3) 電気用品安全法	15
	(4) ガス事業法	15
	(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	15
	(6) 計量法	16

①商品量目	16
②特定計量器	16
3 消費者啓発・未然防止事業	17
(1) 消費者月間事業	17
①消費者月間講演会	17
②啓発パネル展	17
(2) 暮らしの講座	18
(3) ふれあい講座	19
(4) 中学生・高校生向け消費生活講演会	22
(5) 小学生向け消費生活体験講座	23
(6) 関東甲信越地区高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺防止 キャンペーン	24
(7) 消費生活展＋ハーモニー展	24
①イベント内容	24
②開催状況の推移	25
(8) 資料等による啓発	27
(9) 市報等による啓発	27
(10) 自動通話録音装置貸出事業	27
4 消費生活啓発推進員の活動	28
(1) 消費生活啓発推進員の概要	28
(2) 令和7年度の主な活動内容	28

I ひたちなか市の概要

1 位置・地勢

ひたちなか市は、東京都心から約110kmの距離にあり、茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約13km、南北約11kmで101.02平方kmの面積を有しています。西は常磐自動車の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約13kmの海岸線が続いています。

市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海拔7m前後の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔約30m前後の平坦な台地地区とに分けられます。低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっています。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行していますが、周辺には畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっています。

2 人口・世帯

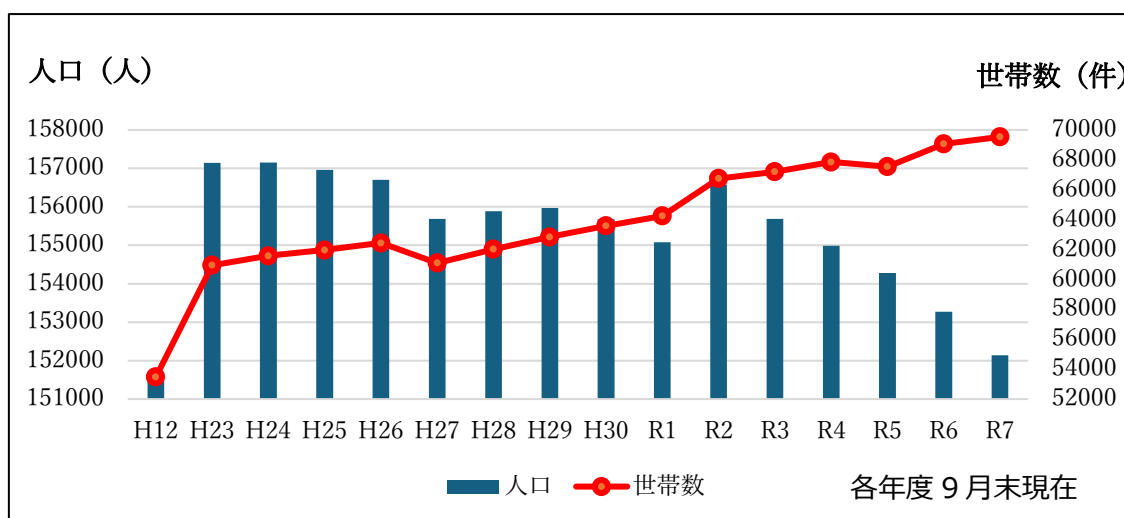
本市の人口は、平成6年のひたちなか市発足以降微増で推移してきましたが、ここ数年は減少傾向となっています。世帯数は微増で推移しています。

(1) 人口・世帯

人	口	152,136人
	男	77,046人
	女	75,090人
世	帯	数
		69,534世帯

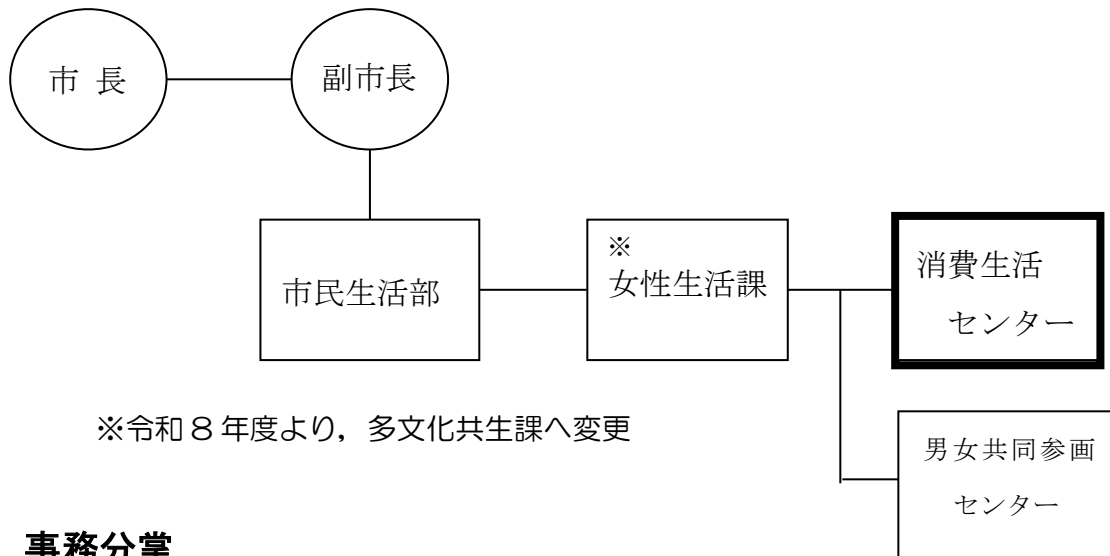
(令和7年9月末現在、常住人口・世帯)

(2) 人口・世帯の推移



Ⅱ 事 務 機 構

1 組織機構



2 事務分掌

〔消費生活センター〕

- 1 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 2 消費生活に関する苦情の相談及び処理に関すること。
- 3 消費者啓発に関すること。
- 4 消費生活関係機関との連絡調整及び消費者団体への支援に関すること。
- 5 消費者保護を目的とする立入検査等に関すること。
- 6 その他消費生活に関すること。

3 消費者行政の沿革

- 昭和 4 2 年 9 月 県民室に消費生活係設置
- 4 3 年 5 月 「消費者保護基本法」施行
- 4 4 年 1 1 月 県婦人会館内に県消費生活センター設置
- 4 5 年 1 0 月 国民生活センター発足
- 4 8 年 1 2 月 石油ショックによるモノ不足，物価高騰
県消費生活対策室を設置
- 4 9 年 4 月 消費生活担当部局設置（勝田市）
経済部商工課消費生活係（勝田公民館 2 階）
県消費生活対策室を消費生活課に変更
- 5 1 年 2 月 茨城県消費者保護条例を施行（昭和 5 0 年 1 2 月 2 6 日制定）
- 5 3 年 5 月 第 1 回消費者の日（5 月 3 0 日）
6 月 「訪問販売等に関する法律」公布
- 6 1 年 4 月 割賦販売法が知事に事務委任される
- 6 3 年 1 1 月 訪問販売法の一部が知事に事務委任される
- 平成 3 年 4 月 機構改革により環境生活部市民生活課消費生活係となる
1 1 月 ゴルフ場の会員募集に関する指導要綱を制定（茨城県）
5 年 1 1 月 「ゴルフ場等に関わる会員契約の適正化に関する法律」の施行に伴い事務の一部が知事に委任される
6 年 1 1 月 ひたちなか市誕生
第 1 回みんなの消費生活展開催
- 7 年 3 月 自動販売機により供給される物資の表示に関する基準を改正
4 月 機構改革により市民生活部市民生活課消費生活係となる
消費生活係の事務室が勝田公民館から第 2 分庁舎に移る
食品衛生法 J A S 法に基づく食品の日付表示についての規制が，
製造年月日表示から期限表示に変更
7 月 製造物責任法（P L 法）施行
- 8 年 4 月 石油の輸入が自由化される
5 月 訪問販売に関する法律が改正され電話勧誘販売等が含まれる
- 1 1 年 4 月 訪問販売法及び割賦販売法の一部改正公布
- 1 2 年 4 月 ひたちなか市消費生活センター設置
- 1 3 年 4 月 「消費者契約法」施行
6 月 「特定商取引に関する法律」施行（「訪問販売法」を一部改定及び名称変更）
1 2 月 「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」施行
- 1 5 年 4 月 機構改革により市民生活部市民活動課消費生活センターとなる

平成15年	5月	「食品安全基本法」公布
16年	6月	「消費者保護基本法」を改正し「消費者基本法」公布
	11月	「特定商取引法の一部改正」施行
17年	4月	「個人情報保護法」施行
		「消費者基本計画」閣議決定
	7月	「金融先物取引法改正」施行
18年	2月	「預金者保護法」施行
	4月	「茨城県消費者保護条例」を改正し「茨城県消費生活条例」施行
	6月	「消費者契約法の一部改正」公布（消費者団体訴訟制度）
		「食品衛生法の一部改正」施行（食品中の残留する農薬等の基準に係るポジティブリスト制度）
	12月	「貸金業規制法等」を改正し「貸金業法」公布
		「消費生活用製品安全法改正」公布
19年	5月	「消費生活用製品安全法」施行
	6月	消費者団体訴訟制度実施
	9月	「金融商品取引法」（「証券取引法」の名称改正）施行
	12月	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）成立
20年	4月	機構改革により市民生活部女性生活課消費生活センターとなる
	6月	「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」公布
21年	4月	長期使用製品安全点検制度施行
	6月	「消費者庁設置関連三法」公布
	9月	「消費者庁」「消費者委員会」発足
	12月	「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」施行
22年	6月	「改正貸金業法」完全施行
23年	8月	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布
24年	4月	「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の一部事務が市の事務へ
	8月	「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」公布
	12月	「消費者教育の推進に関する法律」施行
25年	4月	「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により「計量法」の一部事務が市の事務へ
26年	6月	「消費者安全法」の一部改正公布により消費生活センターの組織及び運営等について条例制定を促進

平成 27 年	9 月	「持続可能な開発目標（SDG2）」が国連の持続可能な開発サミットで採択
28 年	3 月	「ひたちなか市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例・施行規則」制定（4 月施行）
30 年	6 月	民法の一部を改正する法律（成年年齢 18 歳に引き下げ等）公布
30 年 1	1 月	自動通話録音装置の貸出を開始
令和 元年	6 月	「消費者契約法の一部を改正する法律」を施行
2 年	4 月	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令（1 回目）
3 年	6 月	「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」公布
4 年	4 月	成人年齢が 18 歳に引き下げ
5 年	1 月	法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律施行
5 年	6 月	消費者契約法の一部を改正する法律 施行
5 年	9 月	企業防衛対策協議会ひたちなか地区推進協議会より、簡易録音装置「録音チュー」を 800 個寄贈
5 年 1	0 月	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律 施行
7 年 1	2 月	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律 施行

Ⅲ 事業の概要

1 相談事業の概要

(1) 相談状況の推移

令和7年度の年間相談受付件数は1,071件で前年度と比較し12.3%増加した。

相談に係る契約当事者を年齢別にみると、70歳以上の高齢者は36.7%と、依然として高齢者が消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向が続いています。

販売方法別相談件数では、通信販売のトラブルが一番多く、昨年に続き、インターネット通販でのトラブル（定期購入・ニセサイト）が原因と考えられます。

相談の商品・役務等別分類件数では、「土地・建物・設備」、「商品一般」が増加しており、点検商法に関するトラブルや不審な電話・メールによるトラブルが増えたことが要因です。

①相談受付件数と継続対応回数の推移

(単位：件，回)

年度 相談種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
苦情	869	890	958	905	1,015
問合せ	33	47	32	47	56
要望	0	0	0	1	0
受付件数計	902	937	990	953	1,071
継続対応回数	253	310	322	191	376
対応総数	1,155	1,247	1,312	1,144	1,447

※継続対応回数…相談日当日では完結せず、後日対応した回数を集計したもの。

②相談方法の推移

(単位：件)

年度 相談種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
電話	680	706	731	700	823
来庁	212	218	231	233	223
文書	10	13	28	20	25
計	902	937	990	953	1,071

③相談者年代別の推移

(単位：件)

年代 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
20 歳未満	6	3	10	8	5
20 歳代	60	50	60	44	53
30 歳代	90	66	92	78	92
40 歳代	152	140	106	101	112
50 歳代	164	177	229	193	238
60 歳代	130	144	155	141	164
70 歳以上	229	256	278	308	330
団体・不明	71	101	60	80	77
計	902	937	990	953	1,071

④契約当事者年代別の推移

(単位：件)

年代 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
20 歳未満	14	15	23	19	16
20 歳代	72	57	74	56	58
30 歳代	92	68	87	70	89
40 歳代	129	122	95	85	99
50 歳代	130	156	184	164	199
60 歳代	129	148	151	143	152
70 歳以上	308	338	355	378	393
団体・不明	28	33	21	38	65
計	902	937	990	953	1,071

⑤販売方法別相談件数の推移

(単位：件)

年度 販売方法	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
訪 問 販 売	1 3 8	1 1 9	1 6 6	1 3 4	1 1 6
店 舗 購 入	1 3 0	1 4 3	1 5 5	1 3 9	1 8 4
ネ ガ テ ィ ブ	7	5	9	2 7	1 2
通 信 販 売	2 3 2	2 9 4	2 6 6	2 3 9	2 9 3
電 話 勧 誘 販 売	6 1	5 6	6 1	9 9	1 0 8
マ ル チ 商 法	1 0	5	5	7	7
訪 問 購 入	1 2	2 2	2 3	2 1	1 0
そ の 他 無 店 舗	4	5	4	3	5
不 明 ・ 無 関 係	3 0 8	2 8 8	3 0 1	2 8 4	3 3 6
計	9 0 2	9 3 7	9 9 0	9 5 3	1, 0 7 1

(販売方法の分類)

*訪問販売

店舗等（営業所、代理店など）以外の場所で申込み・契約するもの

*ネガティブ・オプション

消費者から申し込みがないのに、郵便や宅配便で一方的に商品を送りつけるもの

*通信販売

通信手段（郵便、電話、FAX、パソコンなど）を用いて契約するもの

*電話勧誘販売

業者が消費者に電話をかけ、電話における勧誘により郵便等で契約するもの

*マルチ商法

販売組織に誘い商品やサービスを契約させ、次々に組織への加入を増やすもの

⑥内容別分類件数の推移

(単位：件)

年度 項目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
安 全 ・ 衛 生	3 3	3 1	4 7	2 6	3 3
品 質 ・ 機 能	5 4	4 6	6 1	6 0	6 3
法 規 ・ 基 準	2 6	2 6	2 0	2 9	2 3
価 格 ・ 料 金	1 8 6	2 4 9	2 3 7	2 2 2	2 4 5
計 量 ・ 量 目	2	1	3	1	3
表 示 ・ 広 告	1 1 0	1 2 8	9 5	1 3 1	1 1 4
販 売 方 法	5 5 7	6 1 8	6 5 3	6 3 8	7 1 2
契 約 ・ 解 約	6 4 8	6 7 4	7 1 5	7 1 5	7 9 8
接 客 対 応	6 7	5 7	8 1	6 6	9 7
包 装 ・ 容 器	0	2	2	2	0
施 設 ・ 設 備	3	0	4	7	1
買 物 相 談	1	1	0	1	0
生 活 知 識	3	0	0	2	1
そ の 他	3	1	1	5	3
計	1, 6 9 3	1, 8 3 4	1, 9 1 9	1, 9 0 5	2, 0 9 3

※相談内容により複数の項目に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。

⑦商品・役務等別分類件数の推移（大分類）

（単位：件）

項目 \ 年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
商 品	商 品 一 般	1 0 3	1 1 2	1 4 4	1 2 8	1 8 8
	食 料 品	5 2	5 6	4 4	5 3	5 4
	住 居 品	2 8	2 6	2 7	3 7	3 3
	光 熱 水 品	2 8	2 1	1 9	2 6	2 0
	被 服 品	4 3	5 0	3 6	3 5	4 2
	保 健 衛 生 品	3 6	6 7	5 9	7 5	8 1
	教 養 娛 楽 品	7 2	7 7	9 1	6 5	8 0
	車 両 ・ 乗 り 物	3 0	2 8	3 4	1 8	2 7
	土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	3 3	3 0	3 2	2 8	9 9
	他 の 商 品	2	3	3	1	1
	小 計	4 2 7	4 7 0	4 8 9	4 6 6	6 2 5
商 品 関 連 役 務	ク リ ー ニ ン グ	1	2	0	1	2
	レンタル・リース・貸借	2 3	2 5	2 8	1 9	2 7
	工 事 ・ 建 築 ・ 加 工	3 8	4 2	7 7	6 6	6 0
	修 理 ・ 補 修	4	5	1 3	1 2	1 1
	管 理 ・ 保 管	0	0	0	0	1
	小 計	6 6	7 4	1 1 8	9 8	1 0 1
役 務	役 務 一 般	5	3	5	5	2
	金融・保険サービス	5 8	5 6	5 3	5 1	6 9
	運輸・通信サービス	6 1	5 6	7 4	1 0 4	8 4
	教 育 サ ー ビ ス	2	1	2	1	4
	教養・娯楽サービス	5 3	5 8	6 5	5 1	4 2
	保健・福祉サービス	1 0 0	7 7	4 6	5 7	3 7
	他 の 役 務	6 1	5 8	7 8	7 6	7 1
	内職・副業・ねずみ講	9	1 7	1 6	9	7
	他 の 行 政 サ ー ビ ス	9	2 3	1 6	1 6	1 1
	小 計	3 5 8	3 4 9	3 5 5	3 7 0	3 2 7
他 の 相 談		5 1	4 4	2 8	1 9	1 8
合 計		9 0 2	9 3 7	9 9 0	9 5 3	1, 0 7 1

⑧多重債務相談件数の推移

（単位：件）

年 度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相談件数	1 8	2 7	2 1	2 2	1 8

(2) 令和7年度の相談状況

①年代別受理状況（相談者）

（単位：件）

	20歳 未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70歳 以上	団体・ 不明	全体
男 性	4	24	42	47	103	89	153	5	467
女 性	1	29	48	65	134	75	175	6	533
団体・不明	0	0	2	0	1	0	2	66	71
計	5	53	92	112	238	164	330	77	1,071

②年代別受理状況（契約当事者）

（単位：件）

	20歳 未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70歳 以上	団体・ 不明	全体
男 性	12	26	40	45	87	85	187	16	498
女 性	4	32	47	53	111	67	202	9	525
団体・不明	0	0	2	1	1	0	4	40	48
計	16	58	89	99	199	152	393	65	1,071

③主な商品・役務別相談

順位	商品・役務名	件数	事例
1	商品一般	188	「不審なメール」など商品やサービスが不明な相談
2	土地・建物・設備	99	分電盤・屋根工事の勧誘 等
3	運輸・通信サービス	84	光回線の勧誘 等
4	保健衛生品	81	化粧クリームの定期購入 等
5	教養娯楽品	80	新聞の勧誘・解約 等
6	他の役務	71	不用品回収 等
7	金融・保険サービス	69	多重債務 等
8	工事・建物・加工	60	新築工事・分電盤工事 等
9	食料品	54	健康食品の定期購入 等
10	被服品	42	洋服のクリーニング 等
10	教養・娯楽サービス	42	教養教室に関する契約 等

④主な商品・役務別相談（当事者年代別）

当事者年代	主な商品・役務 ※（ ）内は件数			
20歳未満	1位	2位		
	教養・娯楽サービス（7）	商品一般（2），車両・乗り物（2）， 金融・保険サービス（2）		
20歳代	1位	2位		
	教育娯楽品（9）	金融・保険サービス（6），保険・福祉サービス（6） 他の役務（6）		
30歳代	1位	2位		
	土地・建物・設備（15）	商品一般（9），教育娯楽品（9），保険・福祉サービス（9）		
40歳代	1位	2位	3位	4位
	商品一般（15）	土地・建物・設備（12）	金融・保険・サービス（10）	被服品（9）
50歳代	1位	2位	3位	4位
	商品一般（43）	土地・建物・設備（24）	保健衛生品（22）	教育娯楽品（17）
60歳代	1位	2位	2位	3位
	保健衛生品（24）	土地・建物・設備（23）	商品一般（20）	運輸・通信サービス（16）
70歳以上	1位	2位	3位	4位
	土地・建物・設備（84）	商品一般（73）	運輸・通信サービス（37）	保健衛生品（28）

⑤相談の処理結果

処理結果	件数
他機関紹介	23
助言（自主交渉）	819
その他情報提供	67
斡旋解決	49
斡旋不調	6
処理不能	19
処理不要	88
計	1,071

* 処理不能…相談者又は事業者に連絡がとれなくなった等
 * 処理不要…相談者が相談を取り下げた，又は情報提供等

⑥救済金額

（単位：円）

年 度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
救済金額	23,201,020	28,423,426	83,250,503	69,555,549	14,205,227

2 家庭用品品質表示法等に係る立入検査結果の概要

茨城県から本市に権限が委譲されている家庭用品品質表示法，消費生活用製品安全法，電気用品安全法，ガス事業法，液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び計量法に基づく立入検査を実施しました。令和7年度における立入検査結果の概要は次のとおりです。

(1) 家庭用品品質表示法

立入検査店舗等数	内 訳	検査品目数	検査点数	違反点数	違反内容
7	繊維製品	3	4 7	0	—
	合成樹脂加工品	3	3 5	0	—
	電気機械器具	2	1 4	0	—
	雑貨工業品	3	3 8	0	—
	合 計	1 1	1 3 4	0	—

(2) 消費生活用製品安全法

種 別	立入検査販売事業所数	検査製品の 種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容	長期使用製品 安全点検制度 に係る不適事 業所数
特別特定製 品	5	2	1 0	0	—	
特定製品	3	3	1 2	0	—	

※特定保守製品（石油ふろがま等）は，対象店舗にないため検査未実施。

(3) 電気用品安全法

立入検査販売 事業所数	検査電気用品の 種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容
6	4	4 4	0	—

(4) ガス事業法

立入検査販売事業所数	検査ガス用品の 種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容
0	0	0	0	—

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

立入検査販売事業所数	検査液化石油ガス 器具等の種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容
3	3	1 1	0	—

(6) 計量法

①商品量目

特定商品の分類	検査戸数	不正戸数	検査個数	不正個数 (率%)	検査結果			検査計量器数	不正計量器数
					超過 個数	正量 個数	不足 個数		
食肉	5	0	20	0(0)	0	20	0	88	0
食肉の加工品	0	0	0	0(0)	0	0	0		
魚介類	5	0	10	0(0)	0	10	0		
魚介類の加工品	3	0	6	0(0)	0	6	0		
海藻及びその他の加工品	3	0	6	0(0)	0	6	0		
野菜	6	0	16	0(0)	0	16	0		
果実	0	0	0	0(0)	0	0	0		
菓子類	0	0	0	0(0)	0	0	0		
その他の調理食品	7	0	26	0(0)	0	26	0		
合 計 (実数)	29	0	84	0(0)	0	84	0		

備考：不正戸数とは、検査商品のうち5%以上の不足個数があった事業所を示す。

②特定計量器

ア 燃料油メーター

立入検査事業所数	不正事業所数	検査計量器数	不正計量器数
3	0	58	0

イ 液化石油ガスメーター

立入検査事業所数	不正事業所数	検査計量器数	不正計量器数
4	0	1,205	0

3 消費者啓発・未然防止事業

講演会，各種講座，消費生活展を開催し，市民が自主的かつ合理的に行動することができる消費者となるよう啓発し，ニセ電話詐欺等の被害を未然に防ぐために，市民への自動通話録音装置の貸出をしました。また，市報やホームページ，放送メディアを活用し情報提供を行いました。

(1) 消費者月間事業

消費者保護基本法（現「消費者基本法」）が昭和 43 年 5 月 30 日に施行されたことを受け，国は 5 月を「消費者月間」と定め，毎年，消費者，事業者，行政が一体となり消費者問題に関する啓発・教育等の事業を行っています。

① 消費者月間講演会

日 時：令和 7 年 5 月 28 日（水）13：30～15：00

場 所：ワークプラザ勝田 大会議室

テーマ：SNS 型投資詐欺の実態と投資の基礎を学ぶ

講 師：ウィングFP相談室 代表 辻 章嗣

参加数：50 名



② 啓発パネル展

消費生活に関する啓発パネル展示及び消費生活団体の活動・作品紹介を行いました。

実施期間①：令和 7 年 5 月 11 日（日）～ 5 月 16 日（金）

【市役所本庁舎 1 階市民ホール】

実施期間②：令和 7 年 5 月 19 日（月）～ 5 月 23 日（金）

【ふぁみりこらぼ 1 階こらぼスペース】

(2) 暮らしの講座

市民を対象とした消費生活に関する講座を開催しており、令和7年度は5回実施し、合計127名が講座に参加しました。

	開催日時	テーマ・講師	参加人数	場 所 備 考
1	6月26日(木) 13:30～15:00	人生100年 家族のために知っておきたい相続と遺言 茨城県金融広報アドバイザー 山口 京子	32名	ふぁみりこらぼ
2	8月8日(金) 10:00～12:30	夏休み 親子で楽しくクッキング ～ガスコンロでごはんを炊いて 折りたたみおにぎりを作ろう!～ 消費生活啓発推進員 高仲 和美	17名	ふぁみりこらぼ
3	9月12日(金) 10:00～11:30	もしものときの備忘録 ～エンディングノートの書き方講座～ コスモス成年後見サポートセンター 原田 優	24名	ふぁみりこらぼ 市男女共同参画セ ンターと合同開催
4	11月28日(木) 13:30～15:00	ネットで失敗しない! 定期購入トラブルや怪しい広告の見分け方 公益社団法人 日本広告審査機構 西中 典子	15名	ふぁみりこらぼ
5	2月22日(日) 10:30～11:30 13:00～14:00	親子でつくるマイクロプラスチックのアクセサ リー～学ぼう環境問題続けようエシカル消費～ 茨城工業高等専門学校 園芸・環境部	37名	ワークプラザ勝田



第2回 夏休み 親子で楽しくクッキング



第5回 親子でつくる
マイクロプラスチックのアクセサリー

(3) ふれあい講座

本市の出前講座として、市内の自治会や市民団体の要望に応じ、消費生活に関する知識の普及や消費者被害未然防止の啓発等を行っています。

令和7年度は21回実施し、合計537名が講座に参加しました。

	実施日	内 容	対象者・人数	場 所
1	4月4日（金）	消費生活センター紹介 寸劇「不用品買取にご注意～令和7年度 Ver.～」 相談員による講話（点検商法など） 消費生活センター職員 4名 消費生活啓発推進員 1名	サロン in 足崎 18名	足崎転作推進センター
2	5月20日（火）	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員 3名	元気サポート教室 高場 12名	老人福祉センター高場荘
3	5月21日（水）	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員 3名	元気サポート教室 金上 14名	金上ふれあいセンター
4	6月15日（日）	消費生活センター紹介 寸劇「還付金詐欺にご注意！」 相談員による講話（点検商法など） 消費生活センター職員 3名 消費生活啓発推進員 1名	市毛北自治会 50名	市毛コミュニティセンター
5	6月18日（水）	消費生活センター紹介 寸劇「不用品買取にご注意！」 相談員による講話（点検商法など） 消費生活センター職員 3名 消費生活啓発推進員 1名	さざんかの会 20名	高場南自治会館
6	6月21日（土）	消費生活センター紹介 寸劇「不用品買取にご注意！」 相談員による講話（点検商法など） 消費生活センター職員 3名 消費生活啓発推進員 1名	市毛南自治会 25名	市毛コミュニティセンター
7	7月11日（金）	消費生活センター紹介 寸劇「不用品買取にご注意！」 相談員による講話（点検商法など） 消費生活センター職員 3名 消費生活啓発推進員 1名	柏野自治会 43名	柏野会館
8	8月5日（火）	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員 2名	元気サポート教室 高場 8名	しあわせプラザ
9	8月6日（水）	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員 2名	元気サポート教室 金上 17名	金上ふれあいセンター

10	9月2日(火)	消費生活センター紹介 寸劇「不用品買取にご注意！」 相談員による講話(点検商法など) 消費生活センター職員 3名 消費生活啓発推進員 1名	元気アップ体操 25名	弥生西谷津集会所
11	9月6日(土)	消費生活センター紹介 寸劇「不用品買取にご注意！」 相談員による講話(点検商法など) 消費生活センター職員 3名 消費生活啓発推進員 1名	堂端自治会 50名	ホテルクリスタルパレス
12	9月13日(土)	消費生活センター紹介 寸劇「還付金詐欺にご注意！」 相談員による講話(点検商法など) 消費生活センター職員 3名 消費生活啓発推進員 1名	市毛南自治会 60名	ホテルクリスタルパレス
13	9月15日(月)	消費生活センター紹介 寸劇「不用品買取にご注意！」 相談員による講話(点検商法など) 消費生活センター職員 3名 消費生活啓発推進員 1名	神敷台自治会 40名	神敷台自治会館
14	9月30日(火)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員 3名	湊エコライフの会 15名	研修バス内
15	10月24日(金)	消費生活センター紹介 寸劇「点検商法にご注意！」 相談員による講話(点検商法など) 消費生活センター職員 3名 消費生活啓発推進員 1名	西原自治会 50名	西原集会所
16	10月27日(月)	消費生活センター紹介 寸劇「点検商法にご注意！」 相談員による講話(点検商法など) 消費生活センター職員 3名 消費生活啓発推進員 1名	茶房ふるさと小町 40名	津田集会所
17	11月11日(火)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員 2名	元気サポート教室 高場 7名	しあわせプラザ
18	11月12日(水)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員 2名	元気サポート教室 金上 12名	金上ふれあいセンター
19	12月12日(土)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員 2名	消費生活啓発 推進委員 11名	研修バス内
20	2月4日(木)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員 2名	元気サポート教室 金上 11名	金上ふれあいセンター
21	2月10日(火)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員 2名	元気サポート教室 高場 9名	しあわせプラザ



寸劇「訪問購入にご注意」



元気サポート教室での啓発

(4) 小学生・中学生・高校生向け消費生活講演会

令和4年4月から成年年齢が18歳になることに伴い、高校生向けの消費生活講演会を始めました。現在では小中学生向けの講演会も開催し、金融・情報リテラシーの内容も含めた啓発を展開しています。講師として、中央労働金庫職員や、吉本興業所属の芸人「オスペンギン」を招き、漫才やクイズを通じて、楽しく学べるようになっています。

	実施日	場所・参加人数
1	4月30日(水)	那珂湊高等学校 3年生 102名
2	5月23日(金)	佐和高等学校 3年生 227名
3	6月2日(月)	勝田第二中学校 3年生 203名
4	6月11日(水)	茨城工業高等専門学校 3年生 211名
5	6月20日(金)	市毛小学校 6年生 83名
6	6月27日(金)	外野小学校 6年生 135名
7	9月5日(金)	美乃浜学園 9年生 55名
8	9月25日(木)	勝田第一中学校 3年生 231名
9	9月26日(金)	佐野中学校 3年生 226名
10	11月25日(火)	勝田工業高等学校 3年生 194名
11	12月15日(月)	勝田中等教育学校 3年生 118名
12	1月14日(水)	海洋高等学校 3年生 67名
13	2月18日(水)	勝田特別支援学校 高等部 3年生 10名
14	3月2日(月)	勝田第三中学校 3年生 117名

○講演会の様子



美乃浜学園



那珂湊高校

(5) 小学生向け消費生活体験講座

環境に配慮した消費生活及び金融に関する内容を楽しく学び、将来の自立した消費者を育成することを目的に、市内の小学生を対象に体験講座を実施しました。

令和7年度は2回実施し、合計123名が参加しました。

	実施日	内容・講師	対象者・人数
1	7月30日 (水)	【男女共同参画と合同】 ・お買い物ゲーム 女性生活課 3名	中根小学童クラブ 51名
2	8月22日 (金)	・紙すき体験 ・牛乳パックを使った小物づくり ・環境クイズ 湊エコライフの会 女性生活課 4名 消費生活啓発推進員 2名	美乃浜学園 学童クラブ 72名

○体験講座の様子



牛乳パックを使った小物づくり



お買い物ゲーム

(6) 関東甲信越地区高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止キャンペーン

関東甲信越ブロックの1都9県等では、毎年9月を「高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間」と定めています。本市では、市内商業施設の来店者へ啓発資料400部を配布し、併せてニセ電話詐欺の啓発を実施しました。

実施日 令和7年9月16日（火）10：00～11：00

場 所 フードスクエアカスミひたちなか笹野店

(7) 消費生活+ハーモニー展

産業交流フェア開催に伴い、総合体育館にて消費生活の啓発イベントを実施しました。令和4年度から男女共同参画団体との合同イベント「消費生活+ハーモニー展」と名称を変え、環境に配慮した消費生活が学べる体験ブース等を用意し、会場は多くの方で賑わいました。

① イベント内容

開 催 日：令和7年11月1日（土）～11月2日（日）

開 催 場 所：ひたちなか市総合体育館2階

出 展 団 体：湊エコライフの会・ひたちなか市の環境を良くする会・いばらき
コープ北西ブロック委員会・関東電気保安協会・那珂川水系水質
保全協議会・生活クラブ生協茨城県央ブロック・市消費生活センター
計7団体



②開催状況の推移

回数	年 度	開 催 期 間	テ ー マ	会 場	来 場 者
1	6 年 度	2/18～20	あなたの暮らし 再チェック	ジャスコ勝田店	5,100 人
2	7 年 度	2/17～19	知恵と工夫で ひろがる暮らし	ジャスコ勝田店	5,020 人
3	8 年 度	2/22～24	見て 知って 活かそう情報	ジャスコ勝田店	5,100 人
4	9 年 度	11/8・9	出会い ふれあい 暮らしの夢発見	市総合体育館	113,000 人
5	10 年度	10/24・25	小さな努力で豊かな未来	市総合体育館	85,000 人
6	11 年度	11/13・14	くらし 見なおし 2000年へ	市総合体育館	120,000 人
7	12 年度	11/11・12	情報選んで かしこい暮らし	市総合体育館	100,000 人
8	13 年度	11/10・11	生かそう情報 豊かな未来へ	市総合体育館	60,000 人
9	14 年度	10/19・20	あふれる情報 たしかな選択	市総合体育館	65,000 人
10	15 年度	11/8・9	かしこい暮らしは 確かな目から	市総合体育館	60,000 人
11	16 年度	11/13・14	みんなで学ぶ くらしの知恵	市総合体育館	70,000 人
12	17 年度	11/5・6	考えよう！未来へ つながる暮らし方	市総合体育館	75,000 人
13	18 年度	11/4・5	情報を選んで活かして くらし安心	市総合体育館	80,000 人
14	19 年度	11/3・4	防ごう地球温暖化 一人 ひとりが動けば大きな輪	市総合体育館	85,000 人
15	20 年度	11/8・9	知ろう！語ろう！ 賢い消費の知恵袋	市総合体育館	85,000 人
16	21 年度	11/7・8	広めよう 深めよう エコライフ運動	市総合体育館	90,000 人
17	22 年度	11/6・7	やっていますか？ 環境にやさしい消費	市総合体育館	90,000 人
18	23 年度	11/5・6	災害にも エコにも強い生活を	市総合体育館	85,000 人
19	24 年度	11/3・4	今見直そう！ 未来へつながる暮らし方	市総合体育館	90,000 人
20	25 年度	11/2・3	いっしょに学ぼうよ！ 子どもも大人も	市総合体育館	70,000 人

回数	年 度	開 催 期 間	テ ー マ	会 場	来 場 者
21	2 6 年 度	11/2・3	いっしょに学ぼうよ！ 未来へつながる暮らし方	市総合体育館	27,000 人
22	2 7 年 度	10/31・11/1	いっしょに学ぼうよ！ 先人の知恵を未来へ	市総合体育館	26,000 人
23	2 8 年 度	11/5・6	先人の知恵と工夫を！ 未来に向けた消費生活	市総合体育館	26,000 人
24	2 9 年 度	11/4・5	消費者ファーストの 消費生活	市総合体育館	29,000 人
25	3 0 年 度	11/3・4	次の時代の消費者へ～平 成からのメッセージ～	市総合体育館	30,000 人
26	元 年 度	11/2・3	新しい時代に 賢い消費生活！	市総合体育館	31,000 人
27	2 年 度	10/31～11/15	消費生活+ハーモニー展	ふぁみりこらぼ	
28	3 年 度	10/30～11/14	消費生活+ハーモニー展	ふぁみりこらぼ	
29	4 年 度	11/5～11/6	消費生活+ハーモニー展	市総合体育館	26,000 人
30	5 年 度	11/4～11/5	消費生活+ハーモニー展	市総合体育館	166,000 人
31	6 年 度	11/2～11/3	消費生活+ハーモニー展	市総合体育館	91,000 人
32	7 年 度	11/1～11/2	消費生活+ハーモニー展	市総合体育館	133,000 人

※第 27・28 回について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、消費生活展を中止し、公共施設「ふぁみりこらぼ」にて消費生活団体の活動紹介パネルを展示した。

※第 29 回以降について

令和元年度以前のイベント運営とするが、男女共同参画団体との合同イベントとして実施する。

※来場者数：

- 1 平成 9 年度以降は産業交流フェアと同時開催のため産業交流フェア来場者数を計上している。
- 2 平成 26 年度以降の来場者数は、実来場者数を計上している。
- 3 令和 5 年度以降からは日本観光協会方式ガイドラインを用いて来場者数を算出しているため、令和 4 年度までの来場者と大きな差が生じている。

(8) 資料等による啓発

消費者トラブルの未然防止や暮らしに役立つ情報の提供のために啓発資料を作成し、市内公共施設をはじめ、各種講座や相談者等へ配布しました。

(9) 市報等による啓発

消費生活に関する相談事例や各種講座案内などを市報及び市ホームページに掲載し、市民への啓発・情報提供を行いました。

市報・市ホームページへの掲載内容

・消費者月間	年 1 回
・消費者相談窓口から（消費者コラム）	年 5 回
・くらしの講座受講者募集	随 時
・消費生活相談注意喚起	随 時

(10) 自動通話録音装置貸出事業

平成 31 年 1 月より自動通話録音装置貸出事業を開始しました。この装置は、電話がかかってくると自動で「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話が自動録音されます」という警告が流れ、会話を録音します。

① 貸出事業の概要

貸出対象	◎単身で住んでいる 65 歳以上の方 ◎ 65 歳以上の方のみの世帯 ◎日中、 65 歳以上の方のみの世帯
貸出費用	無料
貸出期間	2 年間（R6. 4. 1～R8. 3. 31）
貸出台数	138 台



自動通話録音装置

4 消費生活啓発推進員の活動

本市では、市民の消費生活に関する声を消費者行政に積極的に反映させるとともに、消費者に対して効果的な啓発を行うため、消費生活について深い理解と関心を持つ市民の中から「消費生活啓発推進員」を委嘱しています。

(1) 消費生活啓発推進員の概要

- 人 数 20 名以内
- 任 期 2 年
- 職 務
 - ・消費生活についての情報の提供及び啓発活動
 - ・消費生活講座等イベントの運営補助
 - ・その他消費者保護に必要なこと

(2) 令和 7 年度の主な活動内容（※一部掲載）

月 日	活 動 内 容
5 月 2 日	消費生活啓発推進員会議・第 1 回消費生活見守り研修会
5 月 28 日	消費者月間講演会への参加・協力 場所：ワークプラザ勝田 大会議室
7 月 4 日	消費生活啓発推進員会議・第 2 回消費生活見守り研修会
7 月 14 日	第 3 回消費生活見守り研修会
7 月 23 日	茨城県消費者大会参加（ザ・ヒロサワ・シティ会館）13 名参加
10 月 2 日	消費生活啓発推進員会議・第 4 回消費生活見守り研修会
11 月 1 ～ 2 日	消費生活+ハーモニー展への参加・協力 場所：市総合体育館 2 階アリーナ
12 月 3 日	消費生活啓発推進員会議・第 5 回消費生活見守り研修会
12 月 12 日	視察研修 場所：パナソニックエコテクノロジー関東㈱
2 月 25 日	消費生活啓発推進員会議・第 6 回消費生活見守り研修会
随 時	ふれあい講座への参加（寸劇実施・運営補助）

「ひたちなか市の消費生活」 ～令和7年度のあゆみ～

編集・発行 ひたちなか市市民生活部多文化共生課
ひたちなか市消費生活センター

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL 029-273-0111（内線）23232

FAX 029-271-0851

Eメール tabunka@city.hitachinaka.lg.jp